

「さあ投票  
選挙の主役は  
あなたです」

MISAKI NEWSLETTER [MISAKIDAYORI]

岬町選挙管理委員会  
発行

# 岬町議会議員補欠選挙

投票日▶<sup>令和4年</sup>8月7日(日)  
午前7時から午後8時まで

8月7日(日)は、岬町議会議員補欠選挙の投票日です。投票時間は7時～20時です。

## ■投票できる方

投票できる方は、平成16年8月8日までに生まれた日本国民で、令和4年5月1日までに転入の届出をされ、引き続き岬町の住民基本台帳に登録されている方です。ただし、転入の届出をされ引き続き岬町の住民基本台帳に登録されている方でも、選挙期日(8月7日)までに岬町から他の市区町村へ転出された方は投票できません(期日前投票を済まされてから転出される方を除く)。

## ■投票所入場整理券

岬町で投票できる方には、投票所入場整理券を郵送します。ご本人が持参し、投票所の受付に提出してください。投票所入場整理券が届かなかつた場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

## ■期日前投票

選挙の当日、職務や用務などの予定があると見込まれる方のために、期日前投票があります。

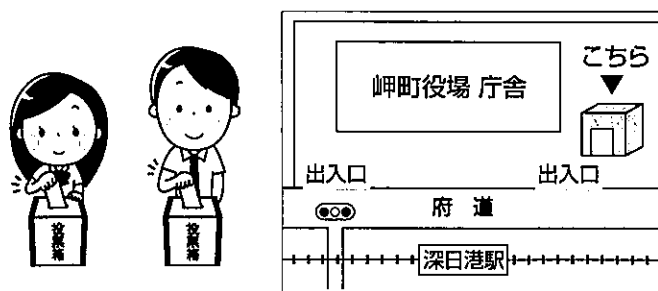
▶期間/8月3日(水)～8月6日(土)

※公示日の8月2日(火)は投票できません。

※曜日は問いません。

▶投票時間/午前8時30分から午後8時まで

▶投票場所/岬町住民活動センター



※投票所入場整理券裏面の宣誓書に記入し、お持ちいただくと、名簿対照が早く済みます。

## ■不在者投票

○入院・入所中の方

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方でも、その施設等が不在者投票指定施設であれば、ご本人の請求により、その施設で不在者投票をすることができます。選挙期間が限られているため、病院長や施設長にできるだけ早くお申し出ください。

## ○一時滞在地に滞在中の方

仕事や学業などで岬町以外に滞在中の方でも、選挙人名簿に登録されている方は、岬町選挙管理委員会に投票用紙を請求した後、最寄りの選挙管理委員会の不在者投票所で投票することができます。岬町選挙管理委員会にできるだけ早くお申し出ください。

## ○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する選挙人の方は、自宅など現在いる場所で郵便等による不在者投票をすることができます。詳しくは、岬町選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ■介助等について

・投票所内への介助などをご希望の方は、係の者にお声がけください。付き添いや介助をされる方も投票所内に一緒にお入りいただけます。

・ご自分で投票用紙に記載することができない場合には、係の者が投票用紙に記載する代理投票の制度があります。

・点字投票のご用意をしています。

・投票日当日、手話通訳者が待機しています。手話通訳者が必要な方は、投票時間等をできるだけ事前に岬町選挙管理委員会までご連絡ください。

## ■選挙公報

選挙公報(候補者の氏名・政見などが記載されたもの)を8月6日までにお届けするとともに8月3日に岬町ホームページ(右記二次元コード)に掲載します。



## ■新型コロナウイルス感染症対策について

各投票所では、アルコール消毒液の設置や定期的な換気、事務従事者等のマスク着用の徹底など、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に取り組んでいます。

投票所へお越しの際は、マスク着用のうえ、手指の消毒、周りの方との距離を保つなど、新型コロナウイルス感染症感染防止のためのご協力をお願いします。

## ■問合せ

岬町選挙管理委員会 ☎492-2721

# ■各投票所案内略図

<b>岬町 第1 投票所</b>  岬町立 町民体育館	<b>区域</b> 岬町淡輪 1区、2区、3区、 4区、5区、6区、 7区、8区、9区、 17区 の各地区	

<b>岬町 第8 投票所</b>  多奈川小学校 体育館	<b>区域</b> 岬町多奈川 港、平野、 平野北、中、西、 楠木、中ノ峠、 犬飼、石橋、 横手の各地区	

<b>岬町 第2 投票所</b>  さくら会館	<b>区域</b> 岬町淡輪 10区、11区、 19区の各地区	

<b>岬町 第9 投票所</b>  小島集会所	<b>区域</b> 岬町多奈川 小島地区	

<b>岬町 第3 投票所</b>  深日会館	<b>区域</b> 岬町深日 若宮、北出、 中出、南出、 千歳、陸出、 の各地区	

<b>岬町 第10 投票所</b>  池谷集会所	<b>区域</b> 岬町多奈川 池谷、 佐瀬川 の各地区	

<b>岬町 第4 投票所</b>  向出老人 憩の家	<b>区域</b> 岬町深日 向出北、向出南、 白雲台北、兵庫、 門前 の各地区	

<b>岬町 第11 投票所</b>  青葉台 みさき台 自治会館	<b>区域</b> 岬町淡輪 12区、14区、 15区、18区、 20区、岬公園 の各地区	

<b>岬町 第5 投票所</b>  緑会館	<b>区域</b> 岬町深日 緑1、緑2、緑3、 緑4、緑5、緑7、 緑8、緑9 の各地区	

<b>岬町 第12 投票所</b>  淡輪16区 集会所	<b>区域</b> 岬町淡輪 13区、 16区 の各地区	

<b>岬町 第6 投票所</b>  中孝子 集会所	<b>区域</b> 岬町孝子 上孝子、 中孝子、 下孝子 の各地区	

<b>岬町 第13 投票所</b>  望海坂 第1集会所	<b>区域</b> 岬町 望海坂1、 望海坂2 の各地区	

<b>岬町 第7 投票所</b>  岬町 文化センター	<b>区域</b> 岬町多奈川 朝日、小田平、 東 の各地区	

※7月10日の参議院議員通常選挙から投票所の見直しにより一部自治区で投票所が変更されています。また、投票所番号が変更されている投票所があります。入場整理券に記載された投票所をお確かめください。

あなたの投票所をご確認のうえ  
投票に行きましょう



### ■投票速報

岬町ホームページ(右記二次元コード)  
 ▶投票速報/8月7日(日)8時~21時  
 ▶開票速報/8月7日(日)22時頃~



# 岬町暮らし応援商品券



## 参加協力店の届出をお願いします！



岬町では、コロナ禍における物価高騰など家計への負担軽減や地域経済の活性化を図るため、町民全員を対象とする岬町暮らし応援商品券の発行を予定しています。

暮らし応援商品券が使用できる店舗等を募集いたしますので、参加協力店の届出をお願いいたします。

町民全員に岬町暮らし応援商品券を  
1人につき1冊をお配りします。  
【500円券10枚綴り5000円分1冊】

### 【参加協力店舗届出期間】

令和4年

7月19日(火)～8月12日(金)

※これ以降も受付はいたします。

募集  
店舗

町内の商店、スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、飲食店、コンビニ、クリーニング店、理・美容店、自動車販売店、建築・建設業者(リフォーム)、介護サービス事業者等

利用  
期間

令和4年10月1日(土)～令和4年12月31日(土)

※上記期間を過ぎると使用できません。

※商品券の交換または売買、現金との交換は出来ません。釣銭のお支払いは出来ません。

※税金の支払い、たばこの販売、ビール券や金券等の支払いには利用出来ません。

商品券の利用は、10月1日(土)からを予定しています。

詳細については、「取扱いマニュアル」をお渡しします。

取扱いマニュアルは、町のホームページからもダウンロードできます。

▼申込用紙提出先・問合せ先▼

岬町商工会

住所：大阪府泉南郡岬町深日746-748

電話：072-492-3311 FAX：072-492-2389

裏面に必要事項を記入し、持参又は郵送でお申込み下さい。

メール：misakis@skyblue.ocn.ne.jp



岬町暮らし応援商品券 参加協力店舗届出書 兼 誓約書

※昨年度実施した高齢者生活応援商品券に参加協力いただいた店舗につきましては、届出の簡素化を図るため、

下記取扱いを行いますので、ご確認ください。

なお、参加されていない店舗は、必要事項を全て記載してください。

高齢者生活応援商品券 参加店舗	<input type="checkbox"/> 届出内容に変更なし(申請者名のみ記載してください。)
	<input type="checkbox"/> 届出内容に変更あり(申請者名と変更箇所のみ記載してください。)

■ 事業所・店舗情報

申請者名			
(法人の場合)代表者名			
住所(所在地)	〒		
TEL		F A X	
担当者名		E-mail	

店舗名			
所在地			
TEL		F A X	
店舗担当者		主な取扱品目	
業 種 □にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他( )		

■ 振込口座について

口座名義			
フリガナ			
金融機関名		支店名	
預金種類	普通預金 当座預金 (該当に○)	口座番号	

■ 誓約書

- 商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
  - 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
  - 商品券の再販・再流通を致しません。
  - 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
  - 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
  - 商品券の利用期間中(令和4年10月1日～令和4年12月31日)は参加店舗として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
  - 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
  - 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
  - 商品券の取扱に関して町から改善要請等があった場合には、それに従います。
  - 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、チラシ等に掲載)について同意します。
  - 届出する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。
- 以上のことについて遵守することを誓約し、取扱店舗の登録を届出します。

令和 年 月 日 申請者名

届出番号 ※記入不要	
---------------	--